

○議長 横尾 武志君

1 1 番、益田議員の一般質問を許します。益田議員。

○議員 1 1 番 益田美恵子君

おはようございます。1 1 番、益田美恵子、一般質問をいたします。通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

まず 1 点目に、ごみ減量化についてでございます。1、各年ごとの数値目標が掲げられていると思いますが、その進捗状況についてお尋ねいたします。2 点目に、可燃ごみ処理経費は年間費用に対して幾らぐらにかかっているのか。また、人口比において 1 人当たりで換算したら幾らになるのか、お尋ねいたします。

それから、2 点目に、大きな件名 2、小型家電リサイクル法についてお尋ねいたします。レアメタル等の回収、リサイクルの取り組みについて、小型家電リサイクル法の成立を受けて、これは来年の 4 月から施行されるものでございますが、携帯電話やデジタルカメラなどの使用済みの小型家電に含まれるアルミニウム、貴金属、レアメタルなどの回収を勧める小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等再資源化促進法）が、本年 2 0 1 2 年 8 月に成立をいたしております。来年 2 0 1 3 年 4 月に施行となるわけでございますが、現在、小型家電に含まれるレアメタルや貴金属は多くを日本は輸入に依存しております。その大半はリサイクルされずにごみとして埋め立て処分されておりますが、同法により市町村が使用済み小型家電を回収し、国の認定を受けた業者が引き取ってレアメタルなどを取り出すリサイクル制度が創設されたのであります。

それに基づきまして、1、法律の制定を受けて、その概要についてお尋ねいたします。ア、法律の目的。イ、基本的な考え方。ウ、対象品目。エ、対象者。オ、各主体の責務。①国、都道府県、市町村、製造業者、認定事業者、小売店、国民の、私たち町民の責務はどうなるのか、お尋ねいたします。

要旨 2、2 5 年 4 月から施行されることになるわけですが、町の取り組み方法はどのようなふうに考えておられるのか、この点についてお尋ねいたします。

1 回目を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、ごみ減量化について環境住宅課のほうでお答えいたします。

まず、芦屋町には、芦屋町ごみ減量化計画というものがございます。これは平成 2 2 年 4 月に策定され、ごみ減量の目標値は、平成 2 0 年度のごみ排出量を基準に、2 4 年度に家庭系ごみはマイナス 1 5 %、事業系ごみはマイナス 1 0 %削減する計画となっております。この家庭系ごみ

平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

の目標値を町民 1 人当たり排出量に換算しますと、平成 20 年度では 5 4 9 グラム、これは 1 人 1 日当たり 5 4 9 グラムのごみを 8 2 グラム削減して、4 6 7 グラムが目標値。事業系ごみに関しては、1 日当たりの排出量 3, 2 0 0 キログラムを 3 2 0 キログラム削減して 2, 8 8 0 キログラム。これを目標とする計画となっております。

進捗状況につきましては、家庭系ごみと事業系ごみを合わせた総量でご説明させていただきます。平成 18 年度のごみの総排出量は 5, 2 4 1 トンで、この年をピークに平成 23 年度の排出量 4, 0 7 6 トンと年々ごみの総排出量というのは減少しております。各年度ごとに説明いたしますと、平成 19 年度は前年度マイナス 1 2. 2 7 % の削減となっております。これは平成 19 年 4 月 1 日からプラスチック製容器包装の分別収集を開始したことにより、ごみの排出量が大きく減少したものと考えております。その後も約大体年間 3 % ずつ程度減少しておりますが、これはごみの分別や減量化への取り組み、また人口の減少に伴う自然減によるものと考えており、ピークの平成 18 年度と昨年度の 23 年度を比較しますと、削減率はマイナス 2 2. 2 %、重量では 1, 1 6 5 トンの削減となっております。

しかし、この計画ではあくまで基準年を平成 20 年度としておりますので、24 年度の目標値のごみの排出量は 3, 7 5 8 トンとなっておりますので、平成 23 年度の実績と比べますと、まだ 3 1 8 トンのさらなる削減が必要というふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

トンで言われると私たちはちょっとわかりにくいですが、パーセントでどれぐらいの前年比となるのか。やはり数値目標は広域も立ててあるわけございまして、22 年度に広域も 5 %、それから 24 年度までは 1 0 % ということで、広域においては微量な減少ということになってるんです。大幅な削減には至っていないと。だから、トン数で言われるとちょっとなかなか難しいですが、目標数値を立てておられる平成 20 年度ですか、それに対しての現在の数値目標でどれぐらいの減量のパーセントになっているのか。そこをちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

目標値については、それぞれ家庭系ごみと事業系ごみ、それぞれ目標値が 1 5 % と 1 0 % と違っております。この家庭系ごみと事業系ごみの状況をちょっと説明させていただきます。

現在、ごみの収集方法というのは、収集許可事業者が家庭系ごみと事業系ごみを一緒に集めて

平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

いるため、この家庭系ごみと事業系ごみを分けるというのは、ごみの袋、家庭用のごみと事業用のごみ総販売数に基づいた販売枚数で案分しておるのが実態でございます。ですから、中間・遠賀郡内、全ての事業所の袋と総販売数で案分したものが家庭系ごみと事業系ごみとなっておりますので、少し芦屋町だけの事情とはちょっと違ってくるということを前提で、一つの目安として聞いていただければと思います。

まず、家庭系ごみです。これは平成 20 年度については 1 万 5,928 トン。これは可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの合計で、3,185 トンです。これが 23 年度は 2,750 トンということで、マイナス 13.66% になっております。これは目標値が 15% ですので、あと約 1.4% 削減すると達成するということでございます。

それに対して事業系ごみです。事業系ごみは平成 20 年度が 1,168 トンとなっておりますが、この案分の方法というのものもあるのか、郡内、中間の事業所がふえたのか、平成 21 年度、22 年度、23 年度と事業系のごみが芦屋町の案分でいくとふえております。これで 23 年度の事業系ごみの実績からしますと 1,326 トンということで、これは逆に 13.5% 増ということになっておりますので、目標値からするとマイナス 23%、さらなる削減が必要というような状況になっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

今言われましたように、広域でもやはりそのような実態が出ておまして、なぜふえたのかということの検証がなされたのかどうかというのがやはり疑問だと思うんです。削減目標を立てているわけですが、それに対して増になってるといふ。削減率がマイナスのほうが多くなってきているというのが、削減ができていればいいんですが、削減されてない部分が多くなってるといふ、その点について、広域でも問題になっているのは一般廃棄物と、それから事業系ごみが一緒に、袋で分けてるだけで、それで計算していくということなんですが、はっきりした数値は現在のところ出てないです。一緒にやってるもんだから。だから、これがやはり問題ではないかと。なぜ事業系ごみと分けないかというのが議論されているわけでございますが。

この点について、減量化について、なぜ私がお尋ねするかと言えば、やはり今後、北九州との北九州に今依存しているわけですから、それがいろんな面で上がってくるのではないかなという懸念があるわけですから、この家庭系ごみにおきましても、減量化についてはやはり毎年検証して、どのような手を打っていらっしゃるのか、お尋ねさせていただきます。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

お尋ねの家庭系ごみと事業系ごみの案分についてでございますが、現在、議員さんも言われたように、収集自体を一緒しておりますので明確に区分けというのができておりません。仮にこれを明確に区分けをするということになりますと、それぞれ収集事業者が家庭系ごみと事業系ごみをそれぞれに分けないといけないという問題がございますので、現実には、これは広域の議会のほうでも議論されておりますけれども、収集にかかるパッカー車の数とか、その清掃事業社の職員の数とか、そういった収集にかかるコストが莫大に、莫大というか、かかってしまうということで、現在のところ、収集を別々にするということはちょっとできないというようなことになっております。実際に、この計画をつくったときの事業系ごみと家庭系ごみの案分については、従来は 8 対 2 とかというような案分率を使っていたことがありますけれども、平成 20 年からごみ袋の販売枚数で案分率を出しておりますので、そこがまず大きくちょっと基準が変わったというのがあるかと思えます。

ですから、最初にご説明させていただきましたように、芦屋町に関してはごみの総量、家庭系も事業系も合わせたところでご説明させていただきましたけれども、23 年度は 4,076 トン、これは平成 20 年度の 4,353 トンに比べますとマイナス 6.36% という削減になっております。これは、細かい検証というのは、実は私どものほうでもまだ細かくは分析ができておりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

それでは、2 点目に、年間の可燃ごみ処理経費、この点についてのご回答をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

芦屋町が広域組合に支払うごみ施設経費の負担金というのは、平成 23 年度決算で約 2 億 1,900 万円を負担しております。ご質問の可燃ごみ処理経費でございますが、燃えるごみだけにかかる経費というのが実は積算されておきませんので、これも芦屋町が出すごみの総排出量、これは可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、それと瓶、缶等のごみがあります。その総排出量が 4,342 トンあります。そのうち燃えるごみが 3,715 トン、約 85.6%。ごみのうちの 85.6% が燃えるごみとなっておりますので、この約 2 億 1,900 万円のうちの 85.6%、

平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

約 1 億 8,700 万円が燃えるごみにかかる額というふうにお答えしたいと思います。この額の人口 1 人当たりの金額というのは、年間約 1 万 2,200 円となります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

今、年間の費用が 1 人当たりの 1 万 2,200 円ということ、これは大人から子どもまで入っていくわけですが、この金額が永久に続くというものではないわけです。焼却は今北九州に依存をいたしております。北九州は、行政改革の中で、民間にできるものは民間に委託していこうという方針を掲げているようでございます。その場合において、芦屋町、もちろん広域に参加しているわけですので、その焼却費用の値上げというのは当然発生してくるだろうと、このように考えるわけです。また、運搬費用、人件費とか、ガソリン代とか、ガソリン等の値上げ。広域でお伺いしたときには、ガソリン代が平均リッター 150 円で購入しているようでございます。これは各部署お聞きしましたが、やはり 150. 何円というような感じでした。消防だけがいろんな消防車の車の関係上 155 円っていうことになっておりましたが、平均したら 150 円ということの答弁があっておりました。だから、これはガソリンの値上げによって上がったたり下がったりというものはあるわけでしょうが、こういったものでガソリンも値上げをする。それから、人件費の問題、運搬費用、焼却の費用というのが依存してる関係上どうしても、下がるということは恐らく可能性としてはないのではなかろうかと、上がる可能性があるわけです。その場合においてのごみの減量化というのが大きく各自治体に、今課せられてる金額がどれだけ抑えていくかというのが各自治体の課題だと思っているわけです。

だから、ごみの減量化の今後の取り組みといいますか、今、子ども会で廃品回収とか自治区でやっておりますが、自治区未加入世帯への対応、今後そういったところのお考えはどのように行っていくのか、お考えがあるのかどうかお尋ねしたいと思います。全体的に考えてやっていかないと減量化はとても進まないのではないかと考えておりますので、その点、お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

ごみの減量化に向けた取り組みということでございますので、まずその点に関して 1 つ目としては、昨年度から取り組んでおります段ボールコンポストの購入補助について説明させていただきます。

平成 23 年度、昨年度は段ボールコンポストのモニター募集ということで、初めて取り組みを

平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

させていただきます、58 世帯の方が受講されております。これを今年度、24 年度、それと 25 年度、3 年間モニターを続けて、段ボールコンポストの普及を広めようというふうに町では考えております。今年度は 25 世帯の受講者の方がいらっしゃいました。合計で約 80 世帯の方がモニターとして、それと船頭町区あたりではもう以前から取り組まれているという実態もごさいます。

この段ボールコンポストですけれども、大体 1 世帯当たり 1 日平均約 500 グラムの生ごみが処理できると考えられておりますので、これが月 25 日、これが 1 年間になりますと、1 世帯で約 150 キロの生ごみが減量されるということになります。この 150 キロですけれども、北九州市には、議員さん言われたように、委託している 1,000 キロ当たり約 2 万円の処理費がかかっておりますけれども、その処理費に換算すると年間約 3,000 円、1 世帯当たり 3,000 円の効果というものになっておりますので、町としては、まず生ごみの循環、減量対策ということで、この段ボールコンポストの普及に取り組んでいっております。

今年度 25 世帯のモニターに講演をしておりますけれども、今現在、正門町区のほうでは、ぜひコンポストの利用講座をしてほしいということで、来年 1 月に講習予定をしておりますし、25 年度もモニターを募集して、新たに普及に努めたいと思っております。ほかにも、町のほうの補助金として電動コンポスト、これは電気による食品残渣を乾燥させて軽量化にするというようなものもごさいます。それと、従来からあります畑に置いてるコンポストとか、発酵促進剤等の補助も実施しております。これに続いて、これらのコンポストによって生ごみを減量化しようということがまず一つ。

それと、先ほどおっしゃいました集団回収についてでございます。平成 23 年度の実績では約 33 団体、これ重量にして 46 万 2,346 キログラム回収して、奨励金を約 270 万円お支払いしております。この集団回収については、最近 3 年間については、もうほぼ横ばいの状態でございます。環境住宅課としては、このごみの減量化については、一番は生ごみ、次は古紙類、古い紙等の減量化を特に取り組む必要があるんじゃないかというふうに考えておりますので、この集団回収についても、自治区に加入されてない方とか、実際この団体には自治区で実施されてある方とか、子ども会で実施されてる団体とか、さまざまでございますので、いろいろ普及啓発をして、集団回収への取り組みを今後も盛り上げるようなことを考えたいと思っております。

それと拠点回収というのが、現在、芦屋町には 15 カ所あります。これはペットボトルであったり、食品トレイであったりとかいうものもございますが、将来的にはこの回収拠点をふやすことによって、通常燃えるごみに出すごみの量を減らしていこうということもございます。あとは、これらの啓発をどういうふうにしていくかというようなことが我々に課せられているというふうにごさいます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

集団回収の場合 15カ所ということでございますが、あれはトレイ、それからペットボトル、牛乳パックということなんです。多く私が気になるのがやっぱり雑紙という、何年か前から少しずつ浸透してまいりまして、回覧の中にもなかなか雑紙というのが書いていただけなくて、もう何度も何度も言った経緯があるんです。その雑紙がすごく多いです。それはもう全て、レシートからいろんなものが回収できるわけですから、封筒の中に見てほしくないのも小さくシュレッドにして、封筒の中に私も入れて出してるんですが、結構、箱とか紙とかいろんなものが雑紙はあるわけです。その雑紙が、自治区に加入されていない方というのはそのまま燃えるごみとして捨ててあるのではないかと、このように思うわけです。自治区に加入されていないところには回覧板は回りません。回覧板を回すのは自治区加入者のところだけに回っておりますので、そこがちょっと空白なところなんです。そのところをどうするかというのが減量化につなげる一つの要因になってくるのではなからうか。

あるいはそれ、さっと捨てたほうが便利がいいです。家の中に分別しなきゃならないわけですから、広いところじゃありませんから、2階に幾つも袋がかさむんです。それでもやっぱりこれは減量化につなげるんだって、1人当たりが、先ほども言われましたように、1万2,200円の金額が焼却費の中に入っているわけですから、やはり一人一人が気をつけていかないと、とてもこの減量化にはつながらない。町民のお一人お一人に、やはりいかにして徹底して周知をしていくかということが課題になると思うんです。

だから、この自治区の加入問題は、今役場の窓口では勧めていらっしゃるようではありますが、なかなかまだ。浜口区は約半分ぐらいなんです。本当に大変厳しいなど。そういったところに、未加入者の世帯のところに行ってほしいといっても、やはり組長さんあたりは、そんなことできませんというやはり声がかかります。じゃあ、拠点回収にそういった雑紙を回収するところをつくるかって、これはまた大変無理なんです。だから、自治区長会の中でそういったものをお願いしていくのか、未加入世帯のところにも廃品回収のときには回覧を回してそれをやっていくかという、そのようなところを行政としてもアタックをしていただきたいと思うんです。その点についていかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

正直言って、そういうまだ未加入者に対応する資源ごみの回収というのはできてないと思っております。

行政のいわゆる芦屋町ごみ減量化計画というのがございますが、その中で行政のごみ減量の行動計画というのをつくっております。PR、それから事業者、各種団体への情報提供、学校教育への充実、生涯学習への充実、各種イベントを利用した啓発、町民、事業者、行政とのパートナーシップの構築、商工会との連携による事業系ごみの削減、それから今ありました資源物の集団回収の推進、生ごみの堆肥化、減量化、役場庁舎から排出されるごみの削減等々、掲げてはおります。ただし、私どもまだまだと思っております。本当に真剣になってこのごみの減量化対策というのをやっていかなければならない。これはお金の問題だけではなくて、やはり資源化ということも、大きなテーマがございますので、やっていかなければならないというふうに自覚をしております。

この減量化計画自体は24年度までの今の計画でございます。25年度からまた新たな計画を策定しなければなりません。その中で、より具体的に行動計画を示した中で、こういうことを具体的にこういうふうにやりますという計画をつくり、それを皆さん方にお示しをして、その中でごみの減量化対策を推進していかなければならない、このように考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

ただいま副町長のご答弁がありましたので期待をいたしたいと思っております。

ただ、先ほどの段ボールコンポスト、これはなかなか大変というのが、軒下が無いといけないとか、ぬれたらいけないわけですから、ビニールをかぶせてやっていらっしゃるところもあるんですが、例えば住宅にお住まいになってる方というのは、そういったものがなかなかできにくいという。例えば、つくったとしても農園があるわけではありませんから、それを集める場所、それを使っていただくところまで何かでき上がってないと、つくっても結局は捨てるという。じゃあ、生ごみの中に入れて捨てるのか、外に捨てるわけにもいかない、畑があればそこに肥料として入れることができますが、その問題点も残っているわけでございますので、それも一つの課題として今後検討していただきたいと思っております。

それでは、件名2、小型家電リサイクル法について。法律の成立を受けて、その概要についてのご答弁をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、小型家電リサイクル法のことについてご説明いたします。

この法律の正式名称ですけれども、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律と申しまして、来年 4 月 1 日に施行予定でございます。

この法律の目的ですが、使用済み小型電子機器等に利用されている金属、その他の有用な物の相当部分が、現在回収されずに廃棄されているという状況に鑑み、使用済み小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の促進、確保をもって、生活環境の保全、国民経済の健全な発展に寄与することが目的となっております。これは、一つはレアアース等の資源の確保。2つ目には鉛等の有害物質の管理。3つ目には廃棄物の減量化。この3つを目的としております。

この法律の基本的な考え方でございますが、小型家電のリサイクルについては、一部の地域や品目において先行的にリサイクルが行われております。その取り組みを生かしながら、これらの取り組みを全国的に広げていこうという考え方から、小型家電のリサイクルを促進するための制度となっております。

対象品目として、現在のところ、電気機械器具、これは電子レンジとか、炊飯器とか、ポット、食器洗い乾燥機等でございます。それと通信機械器具ということで、電話機、ファクス、携帯電話。あとは電子機械器具、これはラジオとか、ビデオとか、カメラ、チューナーとか、DVD。それと電子計算機、これはパソコンとか、モニターとか、プリンターとかいった部品。あと医療機器として、マッサージ機器とか、電気治療器等。あとほかにも電球、電気照明、時計、ゲーム機等々の附属品などが対象品目として約 100 弱の品目が、現在のところ、対象品目としてとなっております。

対象者としては、排出する一般家庭が対象となっており、回収先は、自治体が回収して、処理事業者は、国が認定する認定事業者が処理をするということになっております。

各主体の責務ということですが、まず国は、再資源化促進のための環境整備、認定事業者の指導監督、普及啓発等を行うこと。都道府県については、市町村に対して必要な技術的援助及び普及啓発。市町村については、小型家電製品の回収、それと認定事業者への引き渡し及び普及啓発。製造業者に関しては、製造する電子機器、機械類が再資源化にしやすいような構造の製作、それと再生資源、それらをまた再生した資源の利用に努めること。認定事業者については、国の認定を受けて、自治体並びに小売店から引き取り、適正なリサイクルを実施するということ。小売店については、消費者の適正な排出を確保するために協力すること。国民に関しては、小型家電等を適切に排出してリサイクルに努める、リサイクルに協力する——ということが、この法律の概要となっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

ただいま概要についてのご説明があったわけですが、それでは、私たち国民の使用済みの小型家電を市町村や協力小売店に引き渡すことによりリサイクルに協力をするという私たちの責務と、それから自治体の市町村の使用済みの小型家電の回収を実施、普及啓発するというのが、来年の4月から実施されるわけですが、その点についての今どのような検討をなされているのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

今のご質問、この要旨2の今後の取り組みということもあわせて回答させていただきます。

現在、遠賀郡、中間市では、福岡県が実施しております使用済み小型電子機器等の広域回収モデル事業というものがございまして、それに基づいて本年7月からこの使用済み小型電子機器のリサイクルに既に取り組んでおります。先ほど説明したように、もう既にこの小型家電のリサイクルに郡内、中間も取り組んでおるということでございます。

この取り組みの内容としましては、今現在、小型電子機器に関しては燃えないごみとして排出されておりますので、その燃えないごみとして出された使用済み小型電子機器を広域組合のほうの手作業により選別して、民間の中間処理会社に売却しております。民間の中間処理業者は、それを細分化処理してレアメタル等を回収しております。このため、この法律施行後においても、町民の方のごみの出し方というのは今と何ら変わりませんし、小型電子機器のリサイクルも、今既に取り組んでおることがそのまま来年の4月以降も同じような方法で実施されるということになっております。

このため、町の取り組みとしましては、小型家電製品を再資源化することで資源の循環とごみ処理費用の軽減が図られるということもありますので、町民の皆様方にごみの分別及び適正な排出に協力していただくような啓発等が必要というふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

広域の中でもレアメタルの回収ということでお尋ねしましたら、現在、今ご答弁があったよ

うに、燃えないごみの中からそれを抽出して、久留米のほうでしたか、どこかに出しておりますというお話をちょっとだけ、確実に聞いたわけではないんですが、よそのほうに出しているというお話があっておりました。

ただ、燃えないごみとして全てが出されているのか。ほかに、全部全て町民の方たちが燃えないごみとしてされていけば問題はないですが、今、無料で受け取ってるところとか、いろんな業者がありまして、そこに持っていかれる方もあるように思います。私の近くにありますが、それは常に何かいっばいになっております。その都度どこかに持って行っておられる先はわかりませんが、品物が少なくなったら、またその場所に、どなたでも置いていいようになってるわけですから、そこで回収がされております。そのようなことは決してリサイクル、循環型社会にとってはきちっとしたリサイクルをされてないと思うんです。何か話によれば外国のほうに送っていらっしゃるとかいう、これはもう直接聞いたわけではありません。ただ、そういったお話というだけのことでですから確証はありませんけれども。

そのようなことが起こっていきまると、せつかくの、レアメタルというのは日本は生産できないわけですから、今外国に依存をしてるわけです。中国産出で 97%、97%中国でできている。それから、プラチナ等も南アメリカとか、特定の資源国に偏っているのが特徴である。日本は液晶テレビとか、いろんなものを、ハイテク産業には不可欠な要素を持っているわけですので、今これが問題視されてるわけです。制限されてるというのか、圧力をかけて制限をする。少なく輸出をして、日本の経済にもすごく影響を及ぼしてきているというのが現在の状況なんです。それによっては、そのことをずっと減少させる中で、一つのカードとして中国は輸入している国で、そのことを一枚のカードとしてそれを持っているという。だから、輸入する側からしたら本当にリサイクル、また新しいそういったレアメタルの産出をやらなければ、とても日本の経済的そういった要素を阻害されてしまうということに今からなっていくというお話がっております。

2007年には沖縄近海で、11年春にはまた鹿児島港内で、レアメタルを含む熱水鉱床が発見されたというテレビの報道もあっておりましたけれども、これをまた掘り出して事業に使っていくということはまだまだ。埋蔵されているということですので、今から何年かかってそれが掘り出されて日本の経済に大きな新しい力となっていくかというのはまだまだ未知の世界であります。

そういった、やはり日本が依存してるということに対して、やはりほかのオーストラリアとかも、またインドとかも、そういったのを、調達先を日本は求めていっているわけですが、それにもやっぱり支援、お金の援助とか、そういったものがなければそういった交渉が先に進まない。また、これも大変難しい。安定供給確保への取り組みというのは、資源国への支援、また使用済

平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

み製品からの効果的なレアメタル回収技術の開発や都市鉱山の利用促進、国家備蓄制度の導入、さらにはレアアースを使わない製品や代替品の開発も急いでいると。政府は、レアアースの確保やリサイクル設備の更新を後押しするため、国内企業の設備投資向け補助制度を設けているということでございますが、これはまた時間的に大変時間のかかる問題でありますので。

この都市鉱山ということで、私、都市と言ったら東京とか大阪の問題かなと思っておりましたら、携帯電話やゲーム機などに使われているレアメタルが世界的に不足し、価格が高騰している。携帯電話など 14 品目に含まれる資源は年間 350 億円に達すると試算をされているようでございます。これを鉱山に見立てたものを都市鉱山という。これまで金属回収しかされていなかったものを循環型社会に欠かせない仕組みとして、政府はリサイクルを義務づけられたと言われております。だから、捨てられてるわけです、350 億、年間、資源は使われてるわけですが、それが回収してリサイクルされてなかったわけですから、みすみす 350 億が捨てられていた。これを鉱山に見立てて、これだけのお金の山があるではないかと、これをリサイクルしない法はないという。依存している日本の国においては、特にこれのリサイクルに力を入れるというのが今後の今の課題のようでございますので、広域との連携の中で自治体はどのように進めたらいいとか、そのような話し合いはなされてないのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

今現在、小型電子機器のリサイクルに取り組んでおります。これで環境省が認定する小型電子機器等リサイクルシステム構築協力地域というものに、本年 11 月 27 日に遠賀・中間広域組合も認定されております。認定されたことによって、小型家電専用の回収ボックスというのが、それぞれの市町村に 2 個ずつ国の支援で設置されることとなりますので、この回収ボックスができれば、芦屋町にも 2カ所について回収ボックスを設置しようというふうに考えております。

郡内で小型家電の回収についての取り組みについての協議でございますが、現在のところ、今の燃えないごみで出すというところでリサイクルプラザで手選別をやっておりますけれども、新たな小型家電専用の回収袋をつくるとか、小型家電専用の回収日をつくるのかっていうことになりますと新たな経費っていうものがかかりますので、とりあえずは今の燃えないごみの中に入れていただければ、こちらのほうでピックアップして回収、リサイクルをするということを住民の方に、要は小型家電のリサイクルという視点を今後周知徹底するというのが町の取り組みというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

ぜひ、来年度にスタートするわけでございますので、早急にそういった、予算は国から出るということでございますので、多少なりとも、少ないにしても出るというお話は聞いておりますし、事例がたくさん出ておまして、やはりなぜ回収するのかとか、そのメリットはどうかというところにおいても、やはり減量対策、まずは減量をやっていく。リサイクルです。循環型社会というのが一つの大きな国の目標がありますので、それに向かっての減量化をまずやりながら、その中でリサイクルできるものはリサイクルをやっていく。

特に、それから埋め立て処分場の延命化ということもあるわけです。ただ、今は、回収されていないところにおいては燃えないごみで回収されてるわけですから、それはもう埋め立てるしかないわけです。ところが、あらゆる手段を使ってそういったレアメタルとか、ほかの金属類を抽出していけば、その埋め立ての処分場の延命にもつながっていく。

そのようなやはりあらゆるメリットを、デメリットもあるかも知れませんが、レアメタルを今度は回収したものを何か入札をやって、ある事業体においては入札をやって、キログラム 20 円で。1 円というところもありました。0. 何十銭ちゅうのもありますけれども、高いところではグラムで 20 円で販売してるという。そういったものができれば幾らかでも市町村の負担が軽くなっていくわけです。そのためには町民の皆様のお力をお借りしないと行政だけではとてもできません。

そのために、先ほど言いました自治区未加入世帯の方への資源回収に対しての心構えをどのようにやっていただくのか。また、今なさってる方でも、もう一度もう一度というふうな形で、やっぱり毎年毎年意識を高めていかないと、もうこれはいいだろうとやっぱりなりかねないんです。皆、忙しいわけですから。もう私でもぼんと捨てたいなと思って捨てる時もありますけど、やっぱりそれを取り出してプラスチックのほうに。切って、何ていうんですか、ペットボトルについてるのは剥いで、もう本当こっちに、プラスチックのほうに本当は入れなきゃいけないのに、燃えるごみのほうがあったらぼんと入れちゃって、やっぱり悪いなと思って、やっぱりこのようにまた。意識してないとそれはなかなかできないと思うんです。だから、リサイクルすることが自分たちの生活を守っていくという、そのような意識づけを皆さんに徹底をしていくという、そのような。

最後でございますが、今後の、先ほどからも言っておられますので、取り組み方法は、2カ所、回収ボックスを費用があればやっていく、お金がきたらやっていくということでございますが。あと全体的に、今言いました問題点について、もう一度、最後にお尋ねしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

ごみの減量化計画というものが既にできて、家庭系には15%、事業系には10%削減というふうにつくっております。現在のところ、町の取り組みとして目新しいものという段階ボールコンポストということになるろうかと思っておりますが、そこもまだ具体的にどれぐらいの検証ができていくかという、ちゃんとしたお答えが実は準備できていないというのが実態でございます。ただ、町としては、今益田議員さん言われてましたように、ごみの減量化に伴う資源循環社会とかいうことは環境のことに関しても非常に重要な案件だというふうに思っておりますので、今後、特に我々取り組んでいきたいと思っておりますのは生ごみと古紙類の回収ということで、そこがごみの減量化に対する大きな要因を占めているというふうに考えておりますので、それについて町民の方、皆さんに周知できるような方法をこちらのほうからもいろいろ情報提供等していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上で、益田議員の一般質問は終わりました。